

新エターナル<第 32 号>

環境 CSR の新たな潮流

～ISO26000、GRI-G4、ISO14001:2015 をどう活用すべきか～

1. はじめに

2010 年 11 月 1 日、社会的責任(SR : Social Responsibility)に関する世界標準と言える「ISO26000 社会的責任に関する手引」(以下“ISO26000”と表記)が発行されました。また 2013 年 5 月には、グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI : Global Reporting Initiative、以下“GRI”と表記)が取りまとめた持続可能性報告(Sustainable Reporting)に関する、やはり世界標準である「持続可能報告ガイドライン第 4 版」(以下“GRI-G4”と表記)が公表されました。そして、環境マネジメントシステムの世界標準である「ISO14001 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引」は現在改正作業中で、2015 年に改正版(以下“ISO14001:2015”と表記)が発行される予定です。これらの規格・ガイドラインは、それぞれ独自に策定され、活用方法も異なるようにも見受けられますが、各規格・ガイドラインはお互い整合性を取りつつ、企業に対して一定方向の新たな環境 CSR マネジメントを標榜するよう策定されています。本稿では、これら 3 つの規格・ガイドラインの『環境』分野に焦点を当てて、相互関係も踏まえ企業における効果的な活用方法を考察します。

2. ISO26000¹

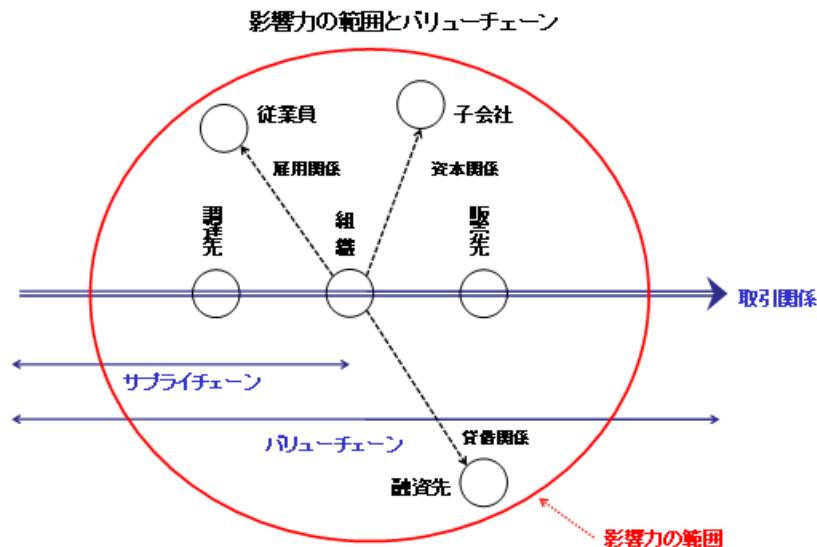
(1) ISO26000 とは

ISO26000 は、2010 年 11 月 1 日に発行され、わが国では 2012 年 3 月 21 日 JIS 規格として制定されました。この規格は、社会的責任とは何か、そしてそれを実施する上で組織が何に、またどのように取り組むべきなのかに関する手引(ガイダンス)を提供する国際規格であり、組織の業種・規模を問わず利用できます。ISO26000 は、社会的責任の 7 つの中核主題(core subjects、「組織統治」「人権」「労働慣行」「環境」「公正な事業慣行」「消費者課題」「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」)に関して解説しています。

ISO26000 の特徴はいくつかありますが、ステークホルダーを重視し(ISO26000 の SR の定義の中に“ステークホルダーの期待に配慮”とある)、そして【図表 1】に示すように、組織の影響力の範囲にはサプライチェーンやバリューチェーンも含まれると明確に規定していることなどが挙げられます。これらの点は、後述の GRI-G4 や ISO14001:2015 にも多大なる影響を与えています。

¹新エターナル<第 25 号>ISO26000(社会的責任の手引)を活用した自社の環境マネジメントの棚卸し、2011 年 9 月 http://www.irric.co.jp/risk_info/eternal/pdf/new_eternal_no25.pdf

【図表 1】 ISO26000：組織の影響力の範囲²



(2) ISO26000 のプロセス図

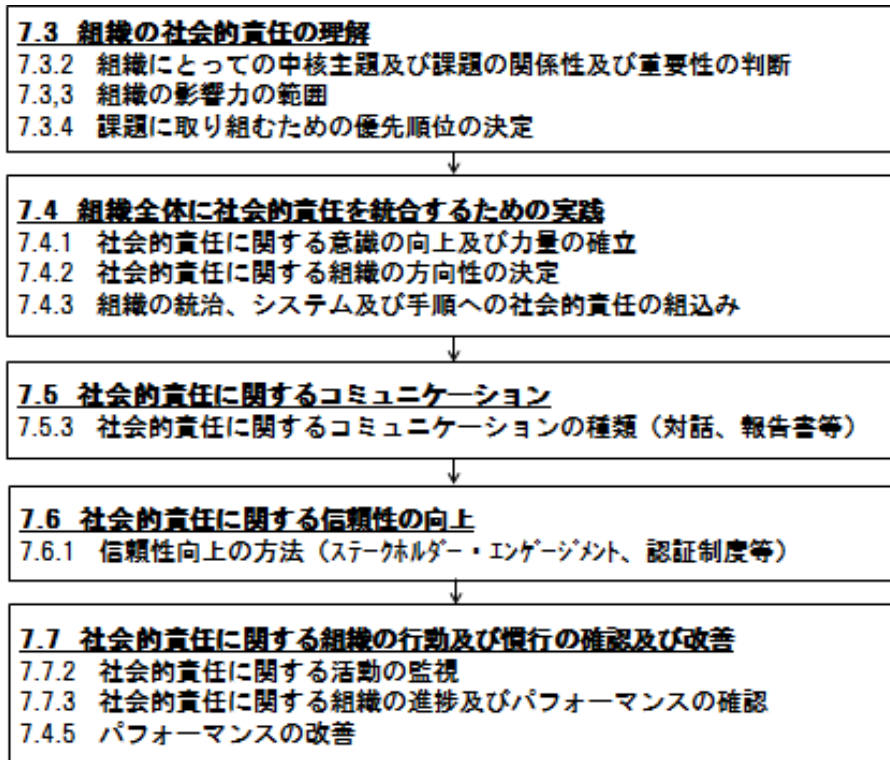
ISO26000 の「7 章 組織全体に社会的責任を統合するための手引」では、【図表 2】に示すようなプロセス図を推奨しています。既存の業務に社会的責任を“PDCA”を意識して統合することを提唱し、また「7.5.3 社会的責任に関するコミュニケーションの種類」では、その一つの手法として報告書、つまり持続可能性報告書や CSR 報告書を挙げています。ただし ISO26000 では、その詳細な報告手順やプロセスの規定はなく、これに関しては次に解説する GRI-G4 に委ねていると言え、実際、ISO26000 の「附属書 A」には GRI が紹介されています。

(3) 『環境』に関する「課題」と「課題の説明」及び「課題」の優先順位を決定するプロセス

ISO26000 の『環境』に関する「課題(issues)」と「課題の説明」の概要は【図表 3：上部】の通りです。【図表 3：上部】に示すように「課題」は 4 項目あり、これらは独立事象ではなく相互に絡み合っていますが、ここで重要なのは「**全てのの中核主題は全ての組織に関係するが、必ずしも全ての「課題」が全ての組織に関係するわけではない。組織は、全てのの中核主題を確認し、どの課題が関係するのかを特定すべきである。(ISO26000 7.3.2.1 関連性の判断)**」、つまり全ての「課題」に必ずしも取り組む必要はないという点です。前述の通り ISO26000 は業種・規模を問わず利用できる手引のため、各中核主題の各「課題」に関連する知見やノウハウが包括的に凝縮されています。そのため、「課題」の優先順位を決定するプロセスとして、ISO26000 では【図表 3：下部】に示すようなステップを提唱しています。前述の通り ISO26000 は、ステークホルダーを重視し、そして組織の影響力の範囲にはサプライチェーンやバリューチェーンも含まれているとしているため、各課題の関連性・重要性の判断にも、これらの視点が盛り込まれています。なお、「7.3.4 優先順位の決定」では、「優先順位は、その組織に適した間隔で確認し、更新すべきである。」と定期的な見直しを推奨しています。

² 経団連タイムス No3016 (2010 年 10 月 14 日)、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/times/2010/1014/09.html>

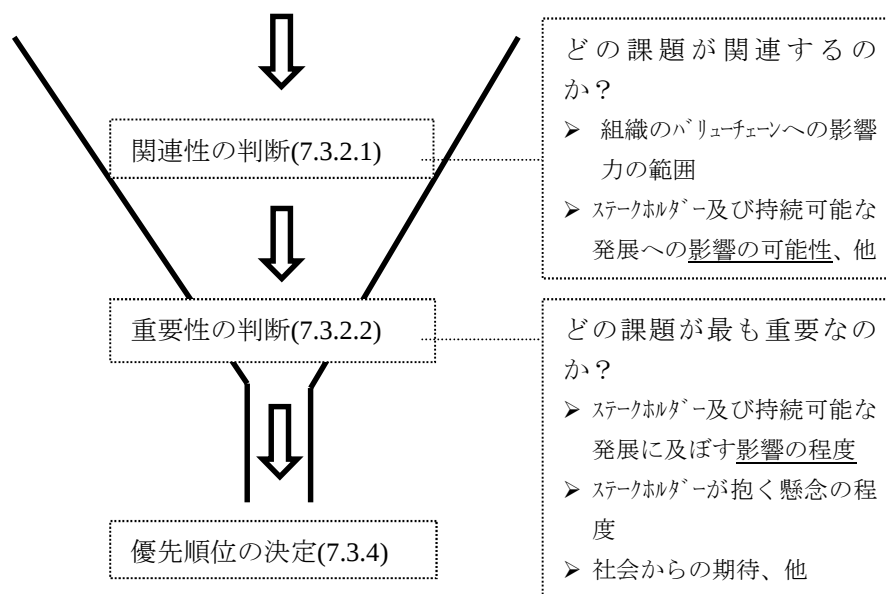
【図表 2】ISO26000：組織全体に社会的責任を統合するプロセス図
「7 章 組織全体に社会的責任を統合するための手引」より作成



※ISO26000 に基づきインターリスク総研にて作成

【図表 3】 ISO26000 :『環境』に関する「課題」と「課題の説明」
及び「課題」の優先順位を決定するプロセス

課題		課題の説明
1	汚染の予防	大気への排出
		排水
		廃棄物管理
		有害及び有害物質の使用並びに処理
2	持続可能な資源の利用	エネルギー効率
		水の保全・水の利用及び水へのアクセス
		材料の使用効率
		製品の資源所要量の最小限化
3	気候変動の緩和及び気候変動への適用	温室効果ガス排出の抑制
4	環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復	生物多様性の評価及び保護
		生態系サービスの評価・保護及び回復
		土地及び天然資源の持続的な利用
		環境にやさしい都市開発及び地方・村落開発の推進



※ISO26000 に基づきインターリスク総研にて作成

3. GRI-G4³

(1) GRI-G4 とは

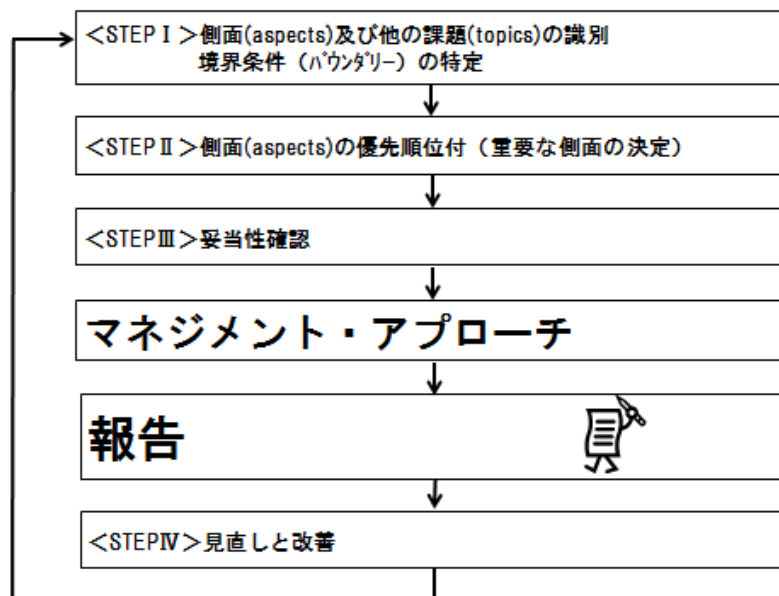
GRI は、持続可能性報告に関するガイドラインを 1999 年に初めて公表し、その後、数回の改訂を経て、また前述の ISO26000 の発行を受けて、今般 2013 年 5 月に第 4 版となる GRI-G4 を取りまとめ公表しました。GRI-G4 の特徴は「マテリアリティ（重要性）原則の強化」「報告原則と標準開示」「“準拠”概念の導入」「外部保証」等いくつかありますが、本稿では、ISO26000 及び ISO14001:2015 との関係性を説明するため次の事項に関して解説します。

³ <https://www.globalreporting.org/reporting/g4/Pages/default.aspx>

(2) GRI-G4 のプロセス図とマネジメント・アプローチ

GRI-G4 での持続可能性報告（書）を実施（作成・開示）するプロセス図は【図表 4】の通りです。＜STEP I～III＞を経て重要（material）な側面（aspects）を決定して報告することになりますが、GRI-G4 では【図表 5】に示すマネジメント・アプローチに関する開示（DMA：Disclosures on Management Approach）、つまり **重要な側面を組織としてどうマネジメントしているかについても開示（報告）が求められていることに留意**する必要があります。

【図表 4】 GRI-G4：持続可能性報告のプロセス図



※GRI-G4 に基づきインターリスク総研にて作成

【図表 5】 GRI-G4：マネジメント・アプローチに関する開示

- a. 側面が重要である理由を報告する。この側面が重要であるとしている影響を報告する。
- b. **組織が重要である側面あるいはそれによる影響をどのようにマネジメントするか報告する。**
- c. 以下の項目を含め、マネジメント・アプローチの評価を報告する。
 - ・マネジメント・アプローチの有効性を評価するための仕組み
 - ・マネジメント・アプローチの評価結果
 - ・マネジメント・アプローチに関連する調整

(3) GRI の側面・指標とは

GRI-G4 の開示項目は、「経済」「環境」「社会」の 3 項目のカテゴリーから構成されていますが、その中で『環境』に関する側面・指標の概要は【図表 6】の通りです。最新版の GRI-G4 に追加された新規指標は「**ゴシック下線**」で示していますが、CDP⁴との連携強化で GHG（温室効果ガス）の指標が強化され、また ISO26000 を受けてサプライチェーンに対する管理強化が盛り込まれました。

⁴カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)とは、機関投資家が連携し、企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求めるプロジェクト
<https://www.cdproject.net/EN-US/WHATWEDO/Pages/cdp-japan-background.aspx>

【図表 6】 GRI-G4： カテゴリー及び『環境』に関する側面・指標の概要

カテゴリー (Category)	側面 (Aspect)	指標 (Indicator)	指標の概要
経済	(省略)	—	(省略)
環境	原材料	G4-EN1	原材料の重量
		G4-EN2	リサイクル由来の原料の割合
	エネルギー	G4-EN3	組織内のエネルギー消費量
		<u>G4-EN4</u>	<u>組織外のエネルギー消費量</u>
		<u>G4-EN5</u>	<u>エネルギー原単位</u>
		G4-EN6	エネルギー消費の削減量
		G4-EN7	製品サービスに伴うエネルギー消費の削減量
	水	G4-EN8	水源からの取水量
		G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源
		G4-EN10	水のリサイクル、リユース割合
	生物多様性	G4-EN11	生物多様性の価値の高い地域の拠点
		G4-EN12	生物多様性の価値の高い地域での製品影響
		G4-EN13	保護、復元されている生息地
		G4-EN14	影響を受ける絶滅危惧種
	大気中への排出	G4-EN15	直接的な GHG 排出量(<u>Scope 1</u>)
		G4-EN16	間接的な GHG 排出量(<u>Scope 2</u>)
		G4-EN17	その他間接的な GHG 排出量(<u>Scope 3</u>)
		<u>G4-EN18</u>	<u>GHG 排出原単位</u>
		G4-EN19	GHG 排出削減量
		G4-EN20	オゾン層破壊物質排出量
		G4-EN21	NOx、SOx 他、大気中への排出
	排水と廃棄物	G4-EN22	水質、放出先ごとの放水量
		G4-EN23	廃棄方法別廃棄物量
		G4-EN24	重大な漏洩の件数と漏洩量
		G4-EN25	有害廃棄物の輸出入量
		G4-EN26	排水、廃液に影響を受ける生物多様性
	製品とサービス	G4-EN27	製品サービスの環境負荷削減
		G4-EN28	再生される製品と包装材の割合
	コンプライアンス	G4-EN29	環境規制違反による罰金、制裁
	輸送と移動	G4-EN30	製品、原材料の輸送、社員移動による環境影響
	総合	G4-EN31	環境保護のための支出
	<u>サプライヤー アセスメント</u>	<u>G4-EN32</u>	<u>環境基準により選定された新規サプライヤーの割合</u>
		<u>G4-EN33</u>	<u>サプライチェーンの現実的、潜在的な環境影響</u>
	<u>苦情処理 メカニズム</u>	<u>G4-EN34</u>	<u>関連する苦情件数</u>
社会	(省略)	—	(省略)

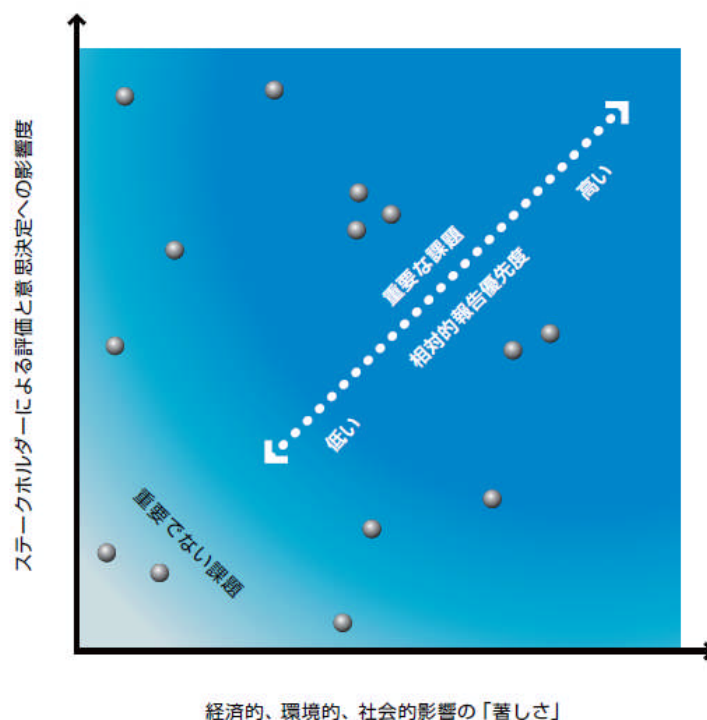
※ゴシック下線：新規側面・指標

※GRI-G4 に基づきインターリスク総研にて作成

(4) 重要な側面の決定

GRI-G4 では、【図表 4】に示したプロセスで重要な側面（Material Aspects）決定しますが、その評価手法は改訂前の GRI-G3（持続可能報告ガイドライン第 3 版）と変更は無く、【図表 7】に示すように「経済的、環境的、社会的影響の「著しさ」つまり「自社にとっての重要性」と、「ステークホルダーによる評価と意思決定への影響度」つまり「ステークホルダーにとっての重要性」の二軸から重要な側面を決定します。

【図表 7】 GRI-G4：重要な側面の評価手法⁵



⁵ GRI-G3 日本語版から引用、<https://www.globalreporting.org/languages/japanese/Pages/default.aspx>

(5) GRI-G4-ISO26000 リンク文書

【図表 8】及び【図表 9】に示すように、GRI-G3 と ISO26000 にはリンク文書が作成・公開され両者の整合性は図られています。GRI-G4 の公表を受けて、同リンク文書も改訂され 2013 年 9 月以降には公開される予定であり、GRI-G4 と ISO26000 の整合性については引き続き担保される見込みです。

【図表 8】 GRI-G3-ISO26000 リンク文書の表紙⁶



【図表 9】 GRI-G3-ISO26000 リンク文書の対比表（一部抜粋）⁶

GRI-G3		ISO26000	
側面	水	章・節のタイトル	項番
G3-EN8	水源からの取水量	環境	6.5
G3-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	環境に関する課題 1：	6.5.4
G3-EN10	水のリサイクル、リユース割合	持続可能な資源の利用	
側面	生物多様性	章・節のタイトル	項番
G3-EN11	保護地域内あるいはそれに隣接した場所及び保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に、所有、賃借、または管理している土地の所在地及び面積	環境	6.5
G3-EN12	保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品及びサービスの著しい影響の説明	環境に関する課題 4：	6.5.6
G3-EN13	保護または復元されている生息地	環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	
G3-EN14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置及び今後の計画		
G3-EN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息する IUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト種（絶滅危惧種）及び国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。		

※GRI and ISO 26000:How to use the GRI Guidelines in conjunction with ISO 26000 に基づきインターリスク総研にて作成

⁶<https://www.globalreporting.org/resource/library/How-To-Use-the-GRI-Guidelines-In-Conjunction-With-ISO26000.pdf>

4. ISO14001:2015⁷

(1) ISO14001:2015 とは

これまでに ISO9001（品質マネジメントシステム）や ISO14001（環境マネジメントシステム）をはじめとして、様々な ISO マネジメントシステム規格（以下“ISO MSS”と表記）が発行されてきました。これらの様々な ISO MSS の共通化（規格の章立ての共通化や中核となる要求事項・用語及び定義の共通化）を図るため、その共通要求事項が開発され、2012 年に「ISO/IEC（国際電気標準会議）専門業務用指針（ISO 関係者のための業務ルール）」の中に取り込まれました。ISO14001 は現在、従来の定期改正に加え、この ISO MSS の共通要求事項を踏まえた改正作業が行われており、2015 年に新たな規格が発行される予定です。

【図表 9】に、2013 年 3 月 8 日に発行した CD（委員会原案）の ISO14001 の構成を示しますが、ゴシック下線は ISO14001 固有要求事項、その他は ISO MSS 共通要求事項です。なお以下に記述する ISO14001:2015 に関しては、あくまでも CD（委員会原案）に基づくものであり、2015 年に正式に発行する ISO14001 規格は、その内容が変更される可能性があることにご留意ください。

(2) ISO/TC207（環境管理）スタディグループが推奨する 11 項目の検討テーマ⁸

ISO14001:2015 の発行に向け、ISO/TC207（環境管理）のスタディグループは【図表 11】示す 11 項目の検討テーマを推奨しています。特に【図表 11】で網掛けをした検討テーマから、同じ ISO 規格で「ステークホルダー重視（“ステークホルダーの期待に配慮”）」及び「バリューチェーン／サプライチェーンの取り組みを重視」している ISO26000 との連携強化やより確実な整合を図るよう ISO14001 の改正作業が進められていることがわかります。

(3) ISO/CD14001.1 での「環境方針」

前述のスタディグループの推奨検討テーマ【図表 11】の「1」を受けて、【図表 12】に示すように ISO/CD14001.1 では、「5.2 方針」に【図表 3：上部】に示した ISO26000 の『環境』に関する「4 項目の課題」が盛り込まれました。このため **ISO14001:2015 では、ISO26000 の環境に関する「4 項目の課題」と各「課題の説明」項目を十分に踏まえて計画を立案し、環境マネジメントシステムを構築していく**必要があります。これにより ISO26000 と ISO14001:2015 の関係は大変明確になり、両者別々に取り組むのではなく、両者を一体的に捉えて環境 CSR マネジメントに取り組んでいくことになります。

(4) ISO/CD14001.1 での「外部コミュニケーション及び報告」

外部コミュニケーションにおいても、前述のスタディグループの推奨検討テーマ【図表 11】の「10」を受けて、【図表 13】に示すように「7.4.3」は単に「外部コミュニケーション」ではなく、「外部コミュニケーション及び**報告(reporting)**」となりました。【図表 13】はあくまでも CD（委員会原案）ですが、ISO14001:2015 において最終的に「**報告(reporting)**」がどのように規定されるのか、また GRI-G4 との関係はどうなるのか、今後、注目していく必要があります。

(5) ISO/CD14001.1 での「バリューチェーンの計画と管理」

前述のスタディグループの推奨検討テーマ【図表 11】の「7」を受けて、そして「バリューチェーン／サプライチェーンの取り組みを重視」している ISO26000 との整合性を図るため、（図表 10）に示すように「8.2 バリューチェーンの計画と管理」が新設されたことは注目に値すると言えます。

⁷ 新エターナル<第 29 号>ISO マネジメントシステム規格の共通化が ISO14001 改訂版に与える影響、2012 年 9 月、http://www.irric.co.jp/risk_info/eternal/pdf/new_eternal_no29.pdf

⁸ 日本規格協会 HP、http://www.jsa.or.jp/stdz/iso/pdf/tc207report_10.pdf

【図表 10】 ISO/CD14001.1 環境マネジメントシステム（2013 年 3 月 8 日発行）：構成⁹

序文	7 支援
1 適用範囲	7.1 資源
2 引用規格	7.2 力量
3 用語及び定義	7.3 認識
4 組織の状況	7.4 コミュニケーション
4.1 組織及びその状況の理解（外部及び内部の課題を決定）	7.4.1 一般
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	7.4.2 内部コミュニケーション
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	7.4.3 外部コミュニケーション及び報告
4.4 環境マネジメントシステム	7.5 文書化された情報
	7.5.1 一般
	7.5.2 作成及び更新
	7.5.3 文書化された情報の管理
5 リーダーシップ	8 運用
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	8.1 運用の計画及び管理
5.2 方針	8.2 バリューチェーンの計画と管理
5.3 組織の役割、責任及び権限	8.3 緊急事態への準備及び対応
6 計画	9 パフォーマンス評価
6.1 リスク及び機会への取り組み	9.1 監視、測定、分析及び評価
6.1.1 一般	9.1.1 一般
6.1.2 環境側面	9.1.2 順守評価
6.1.3 法的要求事項及び自主的義務	9.2 内部監査
6.2 環境目的及びそれを達成するための計画策定	9.3 マネジメントレビュー
6.2.1 環境目的	
6.2.2 環境改善プログラム	10 改善
	10.1 不適合及び是正処置
	10.2 継続的改善



※**ゴシック下線**は ISO14001 固有要求事項、その他は ISO MSS 共通要求事項

※ISO/CD14001.1 に基づきインターリスク総研にて作成

⁹ ISO/CD 14001.1 Environmental management system—Requirements with guidance for use, Date:2013-03-8

【図表 11】 ISO/TC207 のスタディグループが推奨する 11 項目の検討テーマ

1	サステナビリティ及び社会的責任
2	環境パフォーマンスの改善
3	法令規制への順守
4	(戦略的な) ビジネスマネジメント
5	適合性評価
6	小企業における実施
7	バリューチェーン／サプライチェーンにおける環境影響
8	ステークホルダーエンゲージメント
9	GHG (温室効果ガス)、エネルギー使用等との併用
10	外部コミュニケーション (製品情報を含む)
11	国家／国家間の方針における位置づけ

【図表 12】 ISO/CD14001.1 環境マネジメントシステム (2013 年 3 月 8 日発行) : 5.2 方針⁹

5. リーダーシップ 5.2 方針 トップマネジメントは、環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、次の事項を満たす環境方針を確立しなければならない。 －組織の目的及び状況に対して適切である。 －組織の活動、製品及びサービスの、性質、規模及び環境影響に対して適切である。 －汚染の予防、及び持続可能な資源の利用、気候変動の緩和と適用、生物多様性と生態系の保護、またはその他関係する環境問題など、組織の状況に特有の環境保護の支援に関するコミットメントを含む。 －環境目的設定のための枠組みを示す。 －組織の環境側面に関係する法的要求事項及び組織が同意する自主的義務の順守を含めて、適用される要求事項を満たすことへのコミットメントを含む。 －トップマネジメントによって設定されたように、組織の環境パフォーマンスを向上するために、環境マネジメントシステムの継続的改善へのコミットメントを含む。 環境方針は、次に示す事項を満たさなければならない。 －文書化された情報として利用可能である。 －組織内に伝達される。 －必要に応じて、利害関係者が入手可能である。
--

注：ゴシック下線部は ISO26000 の『環境』に関する「4 項目の課題」

【図表 13】ISO/CD14001.1 環境マネジメントシステム（2013 年 3 月 8 日発行）：

7.4.3 外部コミュニケーション及び報告⁹

7.4.3 外部コミュニケーション及び報告 組織は、法的及び自主的義務により要求され、コミュニケーションを計画する際決定された環境情報を外部に報告しなければならない。環境パフォーマンス、製品及びサービスに関するものを含め、外部コミュニケーションは以下でなければならない。 －正直で誤解を与えないこと －完全、正確、透明かつ信頼できるもの －環境マネジメントシステムの中で生成される情報と、組織の環境パフォーマンスに関する内部評価結果とは整合させること 組織は、外部の利害関係者からの関連するコミュニケーションについて対応し、その外部コミュニケーションの証拠として文書化された情報を保持しなければならない。
--

5. 3つの規格・ガイドラインの対比総括と活用イメージ

本稿で解説した3つの規格・ガイドラインの対比総括表を【図表 14】、そしてそれらの活用イメージ図を【図表 15】に示します。

【図表 14】ISO26000、GRI-G4、ISO14001:2015 の対比総括表

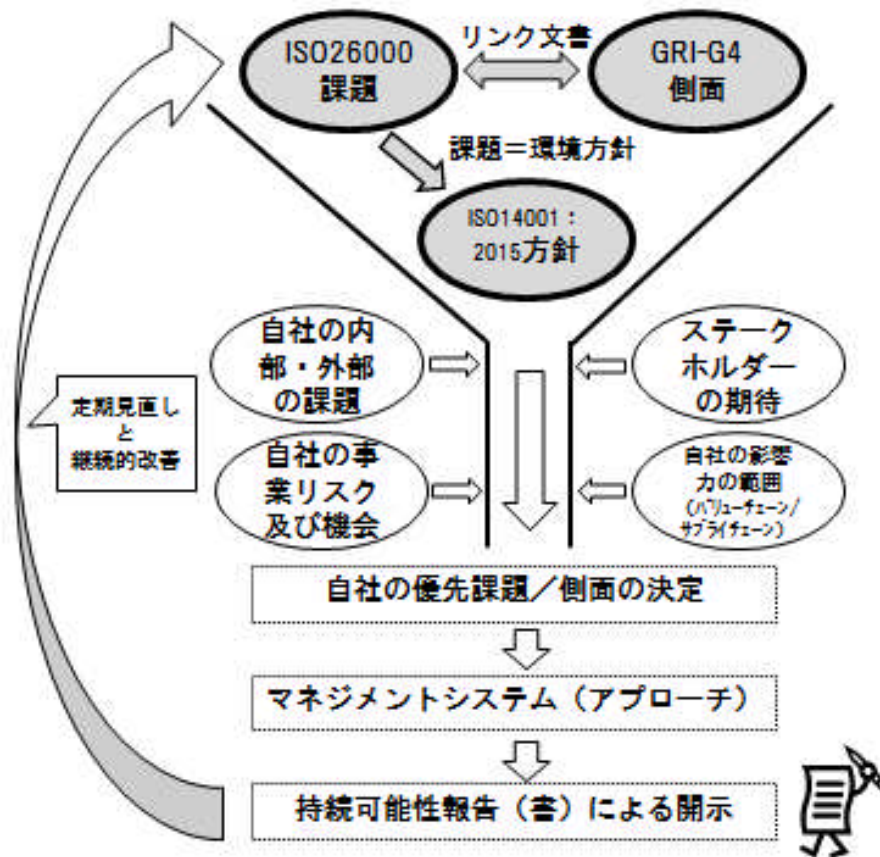
規格・ガイドライン	課題/側面/方針	SH*1 重視	VC/SC* 2 重視	マネジメント システム	報告 (reporting)
ISO26000 (社会的責任に関する手引)	・汚染の予防 ・持続可能な資源の利用 ・気候変動の緩和及び気候変動への適用 ・環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復	★★★★	★★★★	★★	★★
GRI-G4 (持続可能報告ガイドライン第4版)	・原材料 ・エネルギー ・水 ・生物多様性 ・大気中への排出 ・排水と廃棄物 ・製品とサービス ・コンプライアンス ・輸送と移動 ・総合（環境保護のための支出） ・サプライヤーアセスメント ・苦情処理メカニズム	★★★★	★★★★	★★	★★★★
ISO14001:2015 (環境マネジメントシステム)	・汚染の予防 ・持続可能な資源の利用 ・気候変動の緩和と適用 ・生物多様性と生態系の保護	★★★	★★★★	★★★★	★

★：重視／該当度合いのイメージ（★★★★：大、★★：中、★：小）

*1：ステークホルダー *2：バリューチェーン／サプライチェーン

※インターリスク総研にて作成

【図表 15】 ISO26000、GRI-G4、ISO14001:2015 の活用イメージ図



※インターリスク総研にて作成

6. おわりに

(1) ISO26000 は SR の全体像を規定した手引、GRI-G4 は持続可能性報告のガイドライン、そして ISO14001:2015 は環境マネジメントシステムに関する規格ですが、取り組むべきテーマ（課題／側面／方針）は全て整合が図られています。そしてステークホルダーを重視（ステークホルダーの期待に配慮）し、また組織の影響力の範囲にはサプライチェーンやバリューチェーンも含まれる点も同様です。従って、これらの規格・ガイドラインを個別に捉えるのではなく有機的に捉え、今後の環境 CSR マネジメントを検討していく必要があります。

(2) 一般論として、特に次の事項が日本企業の課題と言えるでしょう。

① 取り組むべきテーマ（課題／側面／方針）に関して

a. ステークホルダー重視の視点

ISO14001 の 1996 年版、そして現在使用されている 2004 年版においても、環境目的・目標を設定する際は、“利害関係者の見解を考慮”する要求事項になっています。ISO14001:2015 では、ISO26000 及び GRI-G4 同様、より一層ステークホルダーを重視（意識）して環境マネジメントシステムを構築することになると考えます。

b. 生物多様性に関するマネジメントの強化

業種・業態によって異なりますが、生物多様性への取り組みは自社内と自社外（サプライチェーン）に大別できます。まずは自社内の取り組みから着手しつつ、自社外（サプライチェーン）、特に海外における生物多様性に起因する事業リスク及び機会への取り組みを強化する必要があるでしょう。¹⁰

c. サプライチェーンにおける GHG（温室効果ガス）マネジメントの強化

GHG マネジメントに関して GRI-G4 は、CDP と歩調を合わせ、サプライチェーンにおける間接的な GHG 排出量（いわゆる Scope2/3）についてもマネジメント及び報告・公開するよう要求しています。自社が直接排出する GHG 排出量（いわゆる Scope1）に関しては、既に日本企業は一定のレベルにありますが、GRI-G4 及び CDP 両者への対応として、サプライチェーンにおける GHG マネジメントの強化が必須となります。

d. サプライチェーン・マネジメントの強化

上記の通り、サプライチェーン（海外含）における GHG と生物多様性へのマネジメント強化が課題と言えます。ただし、その結果（パフォーマンス）のみを報告・開示するのではなく、次項②を踏まえ PDCA サイクルを意識したマネジメントとその報告・開示も求められます。

② 環境 CSR マネジメントに関して

ISO26000 と GRI-G3/G4 は、比較的、両者を結び付けて環境 CSR マネジメントが運営され、持続可能性報告書や CSR レポートが作成・発行される傾向にあります。ISO14001 環境マネジメントシステムとは遊離してしまうケースも散見されると懸念します。ISO26000 の「7 章 組織全体に社会的責任を統合するための手引」のプロセス、GRI-G4 のマネジメント・アプローチに関する開示（DMA：Disclosures on Management Approach）、そして ISO14001 環境マネジメントシステムの PDCA サイクルも、俯瞰すれば全て同様の仕組みと言えます。ISO14001:2015 の改正動向に留意しつつ、3 者の規格・ガイドラインを有機的に捉え、企業において全体が融合した新たな環境 CSR マネジメントの構築が望まれます。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
環境リスクを、企業経営リスクとして捉える環境リスクマネジメント・コンサルティングを実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（環境G）
TEL.03-5296-8913 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の環境 CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013

¹⁰新エターナル＜第 28 号＞CSR 経営の“リスクと機会”に関する最新動向、
http://www.irric.co.jp/risk_info/eternal/pdf/new_eternal_no28.pdf